書第A―249―13号に関し、二千十二年一月二十八日のロシア連邦及び日本国の国民に対する査証の発給手続の簡素化に関するロシア連邦政府と日本国政府との間の協定の効力発生の後は、ロシア連邦常駐日本国特派員に対する数次査証の付与措置は、在ソヴィエト社会主義共和国連邦常駐日本国特派員に対する数次出入国査証の付与に関する千九百七十六年三月二十五日付けソヴィエト社会主義共和国連邦外務省発在ソヴィエト社会主義共和国連邦日本国大使館宛て口上書第三号ではなく、同協定に基づくことを通報する光栄を有する。

ロシア連邦外務省はこの機会に、在ロシア連邦日本国大使館に向かって重ねて深甚なる敬意を表する。

二千十三年九月三十日にモスクワで

○外務省告示第三百二十号

平成二十五年九月三十日にモスクワで、旅券査証料の相互免除に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の交換公文の終了に関する次の口上書の交換がロシア連邦政府との間に行われた。よって、同交換公文は、平成二十五年十月三十日に終了する。

平成二十五年十月三十日

外務大臣　岸田　文雄

（在ロシア連邦日本国大使館からロシア連邦外務省あての口上書）

A―250―13

口上書

在ロシア連邦日本国大使館は、ロシア連邦外務省に向かって敬意を表するとともに、旅券査証料の相互免除に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の合意を構成した千九百六十五年二月二十六日付けの日本国外務大臣と日本国駐在ソヴィエト社会主義共和国連邦特命全権大使との間で交換された書簡に関し、日本国政府が同合意を二千十三年十月三十日から終了させることを通告する光栄を有する。

在ロシア連邦日本国大使館は、この機会にロシア連邦外務省に向かって重ねて深甚なる敬意を表する。

二千十三年九月三十日にモスクワで

（ロシア連邦外務省から在ロシア連邦日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.4506／kd

ロシア連邦外務省は、在ロシア連邦日本国大使館に向かって敬意を表するとともに、千九百六十五年二月二十六日付けの日本国駐在ソヴィエト社会主義共和国連邦特命全権大使と日本国外務大臣との間での書簡の交換という形で締結された旅券査証料の相互免除に関するソヴィエト社会主義共和国連邦政府と日本国政府との間の合意を日本国政府が終了させる旨の二千十三年九月三十日付けロシア連邦日本国大使館発口上書第A―250―13号の受領を確認する光栄を有する。

ロシア連邦外務省は、上記の合意に従い、同合意が二千十三年十月三十日に終了することと理解する。

ロシア連邦外務省は、この機会に在ロシア連邦日本国大使館に向かって重ねて深甚なる敬意を表する。

二千十三年九月三十日にモスクワで

○国土交通省告示第千六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蔵柱川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市黒木町笠原

字中尾　一〇九七八番　一号

一〇九七七番　二号

一〇九七五番　三号

字蔵柱　一一一八八番　四号

一一一八七番一　五号

字屋敷　一一一八三番二　六号

一一一八二番地先道路敷　七号

一一一八二番　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東吉木谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県筑紫野市大字吉木

一二六九番二　一号から四号まで及び十八号から二十号まで

一一七六番　五号

一一七一番　六号

一一五二番三七　七号

一一五二番三五　八号

一一五二番一八　九号及び十号

一一五二番一　十一号

一一五二番二　十二号及び十三号

八四五番一　十四号及び十五号

八七二番　十六号

一一三九番　十七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弁城川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和三十四年建設省告示第千百六十九号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県田川郡福智町弁城

三八二番一　一号、二号及び四号から六号まで

三八二番二一　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十三号までを順次結んだ線及び標柱七号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第千百六十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

福岡県田川郡福智町弁城

一〇番七　七号から九号まで

一〇番二〇　十号

三九二番一　十一号

三九八番二　十二号及び十三号

○国土交通省告示第千六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

羽場川2号谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県金沢市湯涌田子島町ロ

一二五番　一号

一二六番二　二号

一三八番　五号

一三九番一　六号

一四〇番　八号

石川県金沢市湯涌田子島チ

一五番　三号及び四号

二四番　七号

石川県金沢市羽場町ニ

七一番　九号

三五番　十号

二〇番　十一号

石川県金沢市羽場町ト

一八番二　十二号

一九番一　十三号

○国土交通省告示第千六十九号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「一・〇パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

附則第三項の表利率欄中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十五年十月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。